

総務文教厚生常任委員会記録

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 日 時 | 令和7年10月1日(水) 午前9時00分～午後0時03分 |
| 2 | 場 所 | 全員協議会室 |
| 3 | 出席委員 | (委員長) 坂ノ井 徳
(副委員長) 岡本 泰行
(委員) 篠脇 丈毅 田中 晴美 長友 光子 平井 保彦
山本 達也 |
| 4 | 委員外議員 | 平岡 実千男 藤沢 宏司 |
| 5 | 執行部参与 | 副市長 宮本 裕
会計管理者 丸川 貴子
会計課 課長 川尻 由紀子
(総合政策部) 部長 藤村 英明
政策企画課 課長 三浦 賢太郎
課長補佐 惣上分 常代
地域づくり推進課 課長 守田 訓
課長補佐 浅原 雄二
(総務部) 部長 丸川 貴司
部次長(危機管理課長) 酒井 正樹
総務課 課長 久角 恵一
大島地区担当課長 濱岡 健陽
課長補佐 山縣 孝司
危機管理課 課長補佐 前田 直敬
財政課 課長 山本 健司
課長補佐 花田 美紀
主査 藤川 伸宏
(教育委員会) 教育長 西元 良治
教育部長 室田 和範
教育総務課 課長 檜垣 彰宏
課長補佐 古谷 洋美
学校教育課 課長 大田 恵也
課長補佐 中重 昌樹
生涯学習・スポーツ推進課 課長 西本 龍
課長補佐 生駒 ひとみ
課長補佐 高瀬 正博
文化財室 室長 大岡 弘明
柳井図書館 館長 小柳 五寛
学校給食センター 所長 西本 佳孝
(選挙管理委員会事務局) 書記長 柳屋 康彦 |

(監査委員事務局) 局長

兼深 博史

6 議会事務局 次長 寺岡 富美 書記(主査) 坪野 芳美

7 協議事項

1 【付託議案等】

(1) 認定第3号 (分割付託) 令和6年度柳井市一般会計歳入歳出決算認定について

2 【閉会中の付託調査事項について】

(1) 学校教育等問題について

(2) 防災に関する事項について

3 【その他】

(開会 午前9時00分)

委員長(坂ノ井 徳) 定刻がまいりました。委員会の開会に先立ちまして、互礼を行いたいと思います。御起立をお願いします。

【 「互礼」 「おはようございます」 「御着席願います」 】

委員長(坂ノ井 徳) ただ今から総務文教厚生常任委員会を開会いたします。各委員の皆様、執行部の皆さん、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の会議に2名の委員外議員さんより、出席したい旨の申し出がございましたので、これを許可したいと思います。

本日の協議事項につきましては、先の9月定例会最終日の本会議におきまして、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました分割付託1件を含む認定4件、請願1件、閉会中の付託調査事項及びその他でございます。

審査の進め方でございますが、部単位で行いたいと思います。本日の審査は、最初に教育委員会、次に、総合政策部、最後に総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局を、10月3日は、最初に健康福祉部、次に市民部、最後に請願の審査を行いたいと思います。

発言の際には、挙手の上、大きな声でハッキリと発言していただきますよう、お願いいたします。

なお、委員外議員につきましては、執行部からの説明・報告に対してのみ、質疑が可能であり、また、執行部に対して要望はできない申し合わせになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただ今から教育委員会の審査を行います。まず、分割付託となっております認定第3号、令和6年度柳井市一般会計歳入歳出決算認定について、執行部から補足説明がございましたら、決算書の順を追って、簡潔明瞭をお願いいたします。

教育総務課長(檜垣 彰宏) 10款教育費から、まず、教育総務課分を御説明します。239頁をお願いします。中段下、10節の需用費の不用額はスクールバス10台分の燃料代と車検及び修繕料の実績が主なもので、241頁、13節の使用料及び賃借料の不用額はスクールタクシー使用料の実績が主なものです。14節の工事請負費は、教育委員会事務局移転改修工事に

伴う入札減で、18節の負担金補助及び交付金の不用額は、指導主事給与費負担金と柳井市学校文化芸術活動支援補助金が主なものです。続いて2項小学校費、1目学校管理費、243号、10節の需用費の不用額は光熱水費の電気代等の実績によるものです。12節の委託料の不用額は消防設備点検業務委託料の実績が主なものです。13節の使用料及び賃借料の不用額は、諸借上料のうちモノクロ複合機リース料と監視カメラシステムの入札減によるもの及び下水道使用料の残です。14節の工事請負費の不用額は、空調機設置工事費、柳井小学校インターロッキング改修、大畠小学校バリアフリー改修、余田小学校倉庫解体工事等の入札減によるものです。245号、15節の原材料費は、グラウンドの真砂土や修繕材料購入の執行残です。17節の備品購入費の不用額は、主にスクールセット購入費と学校設備備品購入費の実績によるものです。続いて2目教育振興費です。教育総務課分と学校教育課分がありますので、まず教育総務課分です。10節の需用費の不用額は、パソコン等修繕料と教授用消耗品費の実績残です。247号、17節の備品購入費の不用額は、学習教材などを購入する経費の実績によるものです。教育総務課分は、以上です。

学校教育課長（大田 恵也） 続いて、教育振興費の学校教育課分を御説明いたします。245号をお願いします。1節、報酬の不用額は、各種の会計年度任用職員の勤務日数が、児童や教職員の状況により、月ごとに変動するため、実績により生じたものです。8節の旅費の不用額につきましても報酬と同じく会計年度任用職員の実績によるものです。続いて247号をお願いします。19節の扶助費の不用額は、当初の見込みより申請が少なかったため、生じたものです。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 続いて、3項中学校費、1目学校管理費です。10節の需用費の不用額の主なものは、光熱水費の電気代等の実績によるものです。11節の役務費の不用額は、ピアノ調律や合併浄化槽の清掃等にかかる費用の実績によるものです。12節の委託料の不用額は、下から2番目の実施設計委託料で、これは大畠中学校屋内運動場トイレ改修と柳井西中学校バリアフリー改修の実実施設計業務の入札残が主なものです。249号、13節の使用料及び賃借料は、下水道使用料の実績によるものです。15節の原材料費の不用額は、真砂土等購入の執行残です。17節の備品購入費の不用額は、学習教材などを購入する経費の実績によるものです。2目教育振興費は、教育総務課分と学校教育課分がありますので、まず、教育総務課分です。10節の需用費は、パソコン等修繕料と教授用消耗品費の実績残です。12節の委託料のうち、サーバ等保守委託料は、県内で統一的に運用される校務支援システムパソコンの設定委託料で、実績によるものです。17節の備品購入費の不用額は、学習教材などを購入する経費の実績によるものです。

学校教育課長（大田 恵也） 続いて学校教育課分を御説明いたします。249号を御覧ください。1節、報酬の不用額は、小学校費同様、会計年度任用職員の勤務実績により生じたものです。また、251号の19節、扶助費の不用額につきましても、小学校費同様、当初の見込みより申請が少なかったため生じたものです。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 続きまして253号を御覧ください。4項社会教育費、1目社会教育総務費です。1節報酬の不用額は、主に部活動指導員報酬（会計）の実績によるものです。7節報償費の不用額は、主に部活動指導者報償費の実績によるものです。10節需

用費の不用額は、主に柳井駅南公園に展示されている蒸気機関車の塗裝修繕の入札減によるものです。12節委託料の不用額は、主に蒸気機関車の塗裝修繕に伴う剥離試験調査・塗膜分析委託料の実績によるものです。次の255頁、2目公民館費は、おおむね予算どおりの執行となっております。

柳井図書館長（小柳 五寛） 続きまして、257頁をお願いします。3目図書館費です。1節報酬の不用額は、会計年度任用職員の事務補助員と司書報酬の勤務実績によるものです。10節需用費の不要額は、主に、みどりが丘図書館の光熱水費、電気料の実績によるものです。11節役務費の不用額は、開館に際しての看板作成料等の減額によるものです。一番下の行から、次の259頁にまたがる12節委託料の不用額は、主として、図書の購入に際し1冊当たりの単価が増したことに伴い、購入する冊数が減り、あわせて1冊ごとに必要なマーク作成と、ICタグ貼付が不要となったため生じたものです。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 続きまして、4目文化福祉会館費です。261頁の1番上、18節負担金補助及び交付金の不用額は、指定管理者電気料金等支援補助金の実績によるものです。次の5目人権教育費は、おおむね予算どおりの執行となっております。続きまして6目サンビームやない運営費です。10節需用費の不用額は、主に光熱水費、電気料の実績によるものです。12節委託料の不用額は、主にシルバー人材センターに委託する管理業務委託料の実績によるものです。次の263頁、7目青少年育成センター費は、おおむね予算どおりの執行となっております。

文化財室長（大岡 弘明） 次の8目文化財保護費ですが、8節旅費の主な不要額は、小田家調査に係る旅費として、京都方面等からの費用弁償の実績によるものです。10節需用費の不用額は、しらかべ学遊館等の施設の高熱水費の実績となっております。265頁の11節役務費の主な不用額は看板設置等の手数料の残となっております。18節負担金補助及び交付金の不用額は伝建地区内の緊急修理2件に伴う実績によるものです。267頁を御覧ください。9目大畠民俗資料館費でございます。おおむね予算通りの執行となっております。その下、10目月性展示館費もおおむね予算どおりの執行をしております。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 次の11目阿月公民館整備費は、おおむね予算どおりの執行となっております。

学校教育課長（大田 恵也） 続きまして、5項保健体育費、1目保健体育総務費です。1節報酬の不用額の主なものといたしまして、校医等報酬の実績により生じたものです。また、269頁の19節扶助費の不用額は、就学援助に係るの申請が見込みより少なかったため生じたものです。

学校給食センター所長（西本 佳孝） 続きまして、2目給食センター運営費です。10節需用費の不用額は、主に光熱水費の電気代の実績によるもので、見込より単価が上がらなかったため執行残となっております。11節役務費の不用額は主に手数料で、ノロウイルス等の検査料の実績によるものです。12節委託料は、おおむね予算どおりの執行となっております。続きまして、271頁をお願いします。使用料及び賃借料の不用額は、主にOA機器使用料の実績によるものです。17節備品購入費は、予算どおりの執行となっております。18節負担金補助及び交付金の不用額は、中学校給食費無償化対策補助金に係る給食提供数の実績によるものです。

20節貸付金の不用額は、学校給食会運営費補助金等により年度当初の支払いが見込めることから、支出額を抑えたため生じたものです。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 続きまして、3目体育振興費です。1節報酬の不用額は、主にスポーツ推進委員報酬の実績によるものです。次に、11節役務費の不用額は、主に庁舎の横断幕設置手数料の実績によるものです。次の273分の18節負担金補助及び交付金の不用額は、中段にございます柳井市スポーツ協会補助金において、パリオリンピックに出場する柳井市出身の選手を応援するためのパブリックビューイング開催のための補助金を予算計上していましたが、パブリックビューイングが開催可能な試合や、放映権料が必要となる試合が想定より少なかったことから生じたものです。次に、4目体育施設費です。11節役務費の不用額は、主にバタフライアリーナの改修工事に伴う建物保険の構造級変更によるものです。12節委託料の不用額は、主に次の275分の、上から4つ目、弓道場整備事業における測量・設計委託料〔繰越明許費〕と、その下の弓道場建設工事基本・実施設計委託料〔繰越明許費〕の実績によるものです。13節材料及び賃借料の不用額は、主に諸借上料として、弓道場建設に伴い解体した柳井商工高校野球部の部室の代替施設として用意した、文化福祉会館の会議室の利用が想定より少なかったことから不用額が生じたものです。14節工事請負費の不用額は、主に体育館改修工事費〔繰越明許費〕の実績によるものです。17節備品購入費の不用額は、車両購入、施設用備品、体育館器具の入札、見積減によるものです。18節負担金補助及び交付金の不用額は、市体育館の改修工事による休館に伴って、代替有料施設を利用する団体が想定より少なかったことから生じたものです。続きまして、5目市民球場管理費です。12節委託料の不用額は、市民球場改修工事に係る基本設計委託料の入札減によるものです。14節工事請負費の不用額は、市民球場外野のラバーフェンス改修の入札減によるものです。次の6目ウェルネスパーク管理費、一番下の10節需用費の不用額は、柳井ウェルネスパーク内のアクアヒルやない等の施設における修繕が想定より少なかったことから生じたものです。以上で教育委員会関係の説明を終わります。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（平井 保彦） どのどれというわけではないのですが、例えば247分の中学校費、学校管理費の需用費ですが、光熱水費がかからなかったというお話だったかと思うのですが、他にもそういったのが出てきたと思うのですが、これらは全てLEDに変えたから削減できたのか、それとも節約に努めたから減になったのか、見込み違いだったのか、その辺りはどういった状況なのでしょう。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 光熱水費、特に電気代ですが、小学校、中学校合わせて14校ございます。その中で必要な電気料ということで予算を計上させていただいていますが、学校ごとに電気の使用量が違ったりとか、電気料が不足するといけないことから、14校分の積み重ねの中で不用額が生じたという御理解いただけたらと思います。

委員（平井 保彦） 分かりました。何かをして減ったということがあればよかったのですが、そういった状況もよく分かります。次に図書館費の中で、ICタグの所だったと思うのですが、図書単価上昇で購入冊数が減ったために、ICタグを貼付する数が減って減額となったとい

うお話があったかと思うのですが、本の購入はきちんとできているのか、予定どおり購入できているのかどうか教えてください。

柳井図書館長（小柳 五寛） ICタグ貼付業務委託料と購入図書用マーク作成業務委託料についてですが、予算時には単価を固定して最大の冊数分、2,000万円の図書購入費用を計上しておりますが、それに伴う単価を固定して、それ掛ける冊数で金額を出しております。例えば1,600円平均で単価を固定して冊数を最大限で購入するように計画するのですが、やはり事典、辞書類であったり、大型絵本や大活字本のようなものは単価が当然高くなります。単価が高い本を購入すれば冊数が減るので、購入冊数としては少し減るのですが、図書購入費としては予算通り執行しますので、どうしてもICタグの貼付代であったり、マーク作成委託が少し減額となります。

委員（平井 保彦） 予定購入冊数というものがあるのだらうと思うのですが、その辺りとの兼ね合いというのは、どうでしょうか。

柳井図書館長（小柳 五寛） 予定につきましては、決算成果説明書にも記載がありますが、109冊です。柳井図書館で9,079冊、大島図書館で641冊、大体1万冊ぐらいは購入できている、計画どおりとなっています。

委員（平井 保彦） 271冊のスポーツ推進委員報酬のところですが、最近の委員の人数と言いますか、推移と言いますか。それと余田は高齢化が進んでいるのですが、そういったことの影響による活動の状況に変化がないのかどうか、その辺りのことをお聞かせください。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） スポーツ推進委員の人数ですが、柳井市スポーツ推進委員設置規則第4条の規定によりまして22人以内となっています。現在は18人で構成されておりまして、スポーツ団体と関係者の方に委員をお願いしているところでございます。

委員（平井 保彦） 私が勘違いしておりました。各地域にいるスポーツ推進員がいますよね。その人たちに報酬はでていないかもしれませんが、その推移と言いますか、活動状況はどうなっているのかなと思ひましてお伺いしました。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 各地区のスポーツ推進員につきましては、柳井市から報酬は出ていない状況です。

委員（平井 保彦） 報酬は出ていないかもしれませんが、高齢化が進んでいると思うのですが、その辺りも含めて活動状況と言いますか、そういったのがどうなっているかなど。余田地区について言えば、昔は若い人がやっていたのですが、段々高齢者がやっているような状況で、それによる活動内容が変わってくるとか、そういったようなところを把握されていればお知らせ願いたいです。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 申し訳ございません。各地区におけるスポーツ推進委員の詳細を把握していないのですが、柳井市スポーツ推進員につきましては、教育委員会の行うスポーツ事業への協力に関する事、関係大体の行うスポーツ事業への指導、助言及び協力に関する事等が任務であります。地区については申し訳ございません。把握をしていないということですが、これからはしっかりと、地域でもスポーツが盛んになるようにしっかりとサポートしていきたいと考えております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（長友 光子） 243ページの14節工事請負費の空調機設置工事費についてお尋ねします。決算成果説明書104ページに詳しく掲載されています。6年度に6校の空調を設置したということですが、これで70%以上になっていると聞いていますが、あとどこの学校の特別教室の空調が残っているのでしょうか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 決算成果説明書の104ページでございますが、令和6年度につきましては小学校費で空調機設置工事費ということで各小学校を挙げさせていただいております。お尋ねの今後の予定でございますが、令和7年度に実施設計をしているところを8年度に工事をさせていただきまして、大島小学校の特別教室と柳北小学校の特別教室を、今後、空調機の整備に向けて、設計等を今考えているところでございます。以上でございます。

委員（長友 光子） 昨今の異常気象の中で、その2つの小学校も早急に取り組むべきと思っているのですが、そのようなことは考えておられませんか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） できる限り早急にとということでございますが、他の修繕工事等もございまして。空調はとても大切なものと考えておりますが、やはり計画的に、着実に進めさせていただければというふうに考えております。以上でございます。

委員（長友 光子） 7年度の予算が通ったのが、8年度に工事が終わって、8年度にまた予算を、2校の特別教室を計上するというのでしょうか。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 今、考えているということで、まだ予算が審議されているわけではございません。今後、計画的に進めていくという予定でございます。

委員（長友 光子） はい、分かりました。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（田中 晴美） 253ページ、1節の報酬について、約82万7,000円の不用が出ていますが、指導者の方々の指導回数が少なくなったからでしょうか。内容を教えていただけたらと思います。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 部活動指導員の報酬でございますが、実際には7人の方を任用いたしました。指導時間が148時間ということでございまして、当初の私ども想定よりも、人数も時間も短かったということから不用額が生じております。

委員（田中 晴美） 指導者が、あまり集まらないということなのでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） これにつきましては各スポーツ団体に、いろいろお声がけをしながら、お手伝いいただける方を随時募集し、また学校との連携をとりながら、ふさわしい人がいないかということについて募集をかけているところでございますが、なかなか授業が終わってからの時間に部活動のお手伝いをいただける方というのが平日、休日ともに見つかりにくいというのが現状でございます。部活動指導員につきましては、これからもしっかりと探していきながら、教職員の負担軽減を図っていきたいと考えております。以上です。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにありませんか。

委員（岡本 泰行） 245ページの報酬のところで、小一プロブレム解消支援員報酬（会計）というのがございますが、これはどういうことをなされる方なのでしょうか。

学校教育課（大田 恵也） 小一プロブレムですので、小学校1年生を対象に、入ってきた子どもたちが早く小学校に順応していただくためにということで、支援をしていただくということの

支援員の形で配置をしているところです。

委員（岡本 泰行） 保育園、幼稚園から上がってきたときに、うちの孫なんて3月31日生まれなのです。1年違いますよね。そういうようなのを解消していただくために、補助をしてくださるといような方なのでしょうか。

学校教育課長（大田 恵也） そういう子どもを主にとということではなくて、基本的には、早く1年生に順応してもらおうとか、小学校に早く順応していただくために、手厚くサポートするためのお手伝いをしていただくために配置しているというような認識で配置しております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございますか。

委員（長友 光子） 同じく245分の今の報酬のところですか。詳しくは、決算成果書説明書の106分、107分に載っておりますが、複式学級の援助員も、ここに。質問してよろしいでしょうか。それでは複式学級の補助員が、複式学級があるのについていない学校が、柳北小だと思っております。3、4年生で17人いる。5、6年生で20人いるのに、柳北小には、複式学級に補助員がついていないのですが、それはどうしてでしょうか。

学校教育課長（大田 恵也） 柳北小学校につきましては、県費の複式解消の非常勤の方がついておりますので、そちらで対応しているということでございます。

委員（長友 光子） 不登校の適応指導員というのが配置されていますが、柳井中に配置されているのですが、小学校にはその不登校適応指導員が配置されていないのですが、それはどういうことでしょうか。

学校教育課長（大田 恵也） 不登校の支援ということで、適応指導教室（しなやかスクール）というのを、今、柳井中学校の校地内に設けております。位置的なものもあるので、中学校のほうに配置しているということございまして、そこには小学生もちろん来ることができるというような状況になっております。以上でございます。

委員（長友 光子） しなやかスクールを利用している人数が分かりましたら教えてください。

学校教育課長（大田 恵也） 令和6年度につきましては、小学校が4名、それから中学校が18名ということで計22名の児童生徒の活用しておりました。

委員（長友 光子） 活用できなくて、不登校であるという児童、生徒を把握しておられますか。

学校教育課長（大田 恵也） 正確な人数につきましては、不登校の児童数は把握しているのですが、適応指導教室に行っているか、行っていないかという部分があるので、そのあたりは、はっきりとしたものではないのですけれども、不登校の人数といたしましては令和6年度末の時点では小学校が33名、中学校が44名ということになっておりますので、それを先ほどの人数から引いたものが、そこにいないという形になろうかなと思います。

委員（長友 光子） しなやかスクールを利用していない子どもたちは、民間の何かあるのでしょうか。それとも家居なのでしょう。掴んでおられますか。

学校教育課長（大田 恵也） 全てが民間のほうへ行っているということではないのですけれども、民間のそういうふうなものを利用している子どもがいるというのは、何人かは把握しておりますが、わずかな人数でございます。ほぼ家居の状態であるというのが現状でございます。

委員（長友 光子） その家居の状態っていうのは大変厳しいことだと思うのですが、それに対する方策とかはありますか。

学校教育課長（大田 恵也） それぞれの学校で、工夫を凝らしながら対応していただいているのですが、まず一番大事なのが、とにかく関係を切らないという、連絡を常に取り合うということに特に大事にさせていただいております。登校はしていなくても、連絡をしっかりと取り合うように心がけているのと、可能な範囲内で、オンラインで授業を受けたりというような取り組みも行ったりというところもありますので、特に、学校と家との関係をとにかく常時繋いでおくということをお大事にしているところでございます。

委員（長友 光子） また別の角度の問題ですけれども、不登校の児童を抱えることで、親の仕事を休まなければならないという状態になるということをお聞かせいただいておりますけれども、ここの教育の、ここはちょっと違うかもしれませんが、親の仕事を休む理由として、その子の監護等の中に不登校を含めるという動きがあるのですが、その辺の動きについてはどのようにお考えですか。

学校教育課長（大田 恵也） そういうふうな動きが、国、県等からおりてくれば、そういう動きを作っていくような形になるかというふうには思いますが、現状、今の不登校の児童生徒を見たときに、保護者の方が、そのために、仕事を休んでというようなところで苦慮されているというような姿を、聞いたりするようなところは、今のところはこちらであまり把握していない状態です。逆に、それこそスクールソーシャルワーカーの方々に入ってもらったりしながら、家庭支援を行ったりするというようなところは、継続的に行っているところでございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございせんか。

委員（山本 達也） 先ほどから聞いてると、会計年度任用職員さんの不用額や指導員さんまたは、部活動等々の不用額はわかりました。241条の上段なんですけど、13節のところのスクールタクシー使用料、これがここの枠の中で主な不用額だという説明だったのですが、子どもさんたちの動向の説明をお願いできたらと思います。

教育総務課長（檜垣 彰宏） 今回の不用額につきましては保護者の希望で、徒歩で通学させたいという御希望がありまして、そういった関係で話し合いをさせていただきました。当初は、使用する予定で計上していたことが主な理由でございせん。

委員（山本 達也） それは、いい方向だと思っております。それから公民館の利用ですが、特に伊陸に限ってかもしれませんが、ここに見るのに、伊陸の場合ですけども、この公民館の多目的ホールが小学校管理になっていると思うのですが、これの利用実績はどこに記載があるのでしょうか。要は何が言いたいかって言ったら、特殊なケースだと思うのですが、これ建設時の関係で、補助金の関係で文科省のほうで作られたからそういうふうな形になっていると思うのですが、最近になって非常に、使い勝手がちょっと複雑化してて、なかなか過去の公民館の大会議室の利用方法とは、若干、制約が違うかなというところのずれを感じますので、この辺は少し、回答は要りません。少し緩和していただけたらと思っております。というのは、教職員の方は2年ぐらいで大体、おおよそ異動されます。すると、教育委員会から出ている指導要綱に基づいて、使用方法が記載されていますけども、それは一般的な学校施設だと思うのですが、特殊な伊陸のような関係になりますと、それをそのまま読み込まれて使用目的にふさわしくないということで、ちょっと注意を受けていたり最近もしていますので、この辺をちょっと緩和していただけたらありがたいなと。というのが、大会議室の利用目的が、失せているのかなという

ふうには感じていますので、そこをよろしくお願ひしたいと思います。それと、アデリーホシパークの、決算成果説明書の128頁の、多目的広場の、要は、この中に件数と人数、市内、市外は把握されているのですが、多目的広場のオープン時間に対する利用時間、イコール利用率、この辺は出していただけないのでしょうか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 大変申し訳ございません。利用率については把握しておりませんので、今後はしっかりと把握したいと思います。申し訳ございません。

委員（山本 達也） いやいや、いいのですが、私、10年ぐらい前に一般質問等々させてもらったのですが、当時、平成25年から27年、28年辺りですと、利用率が多くても17、18%台。使えない理由のほうが多いのです。あそこは天然芝なので、その辺から少しは利用率が上がったのかな、下がったのかなというのは分からないもので、ちょっとお尋ねしました。それはまた、分かればの範囲でまた教えてください。それとですね、277頁上段の、やはりウェルネスパークの管理運営委託料ですが、これが結構な金額で6,157万8,000円。この中で、委託料に伴って、作業されてるのかどうなのかなという疑問を時々感じるのが、いつもあそこを通ってみても、夏場は5時ぐらいに起きて、たまにあそこの公園に行くのですが、相当草が繁茂しております。コースの中ですね。歩くところですね。市長さん肝いりの、サンセット・ロングライドが近づいたのでしょうか、今年に限っては、見える範囲のところは刈ってあるので、これは相当肝いりなのだなというふうに感じているのですが、あの辺りは、表側だけそのようにしても、実際は利用される方というのは常日頃から、あそこコースとか利用されるので、もう少し管理してもらえるような指導されてるのかどうかお伺いします。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） ウェルネスパークの園路につきましては、除草作業がきちんとされてないということは、まさに委員の御指摘のとおりであり、私どもの監督不行き届きだと思っております。申し訳ございません。そのことにつきましては、しっかりと今後管理をするように指導して参りたいと思います。

委員（山本 達也） ついでに指導していただきたいことがもう1点あって、施設の中の器具が、どうも使えない器具がずっとそのまま放置されてるような状況であります。昨日、一昨日ぐらいに整備されていれば別ですよ。そうでなかったら、おそらく年の単位で放置されているのではないかなと思いますので、この辺りの指定管理、あとは向こうのことではなくて、高額な委託料を払っている以上は、きちっと指導していただきたいなというふうに思います。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 委員の御指摘のとおりでございます。実は、トレーニングルームの一部で使えないものがあるということは、私どもも把握をしております。そのことについて、指定管理者のミズノスポーツサービスに確認してみたのですが、設置から20年以上経過し、修繕ができないという話でございました。今後につきましては、私どもの器具でございますので、しっかりと修繕をするよう予算要求するなり、対応していきたいというふうに考えております。

委員（山本 達也） 無理されなくてもいいのではないのでしょうか。その間、苦情が出ないということが私は不思議で、そんなに利用率がないのであれば、そんな高いもんだったら、撤去されたらいかがですか。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 私もこの4月から課長になりまして、苦情がなかった

わけではございません。器具が使えないという話も実は聞いたことがありますので、より利用者の方が使いやすい施設となるよう、健康増進のために、使えるようにしっかり整備をしていきたいというふうに考えております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（長友 光子） 247ページの小学校費の19節扶助費についてです。不用額が出たのは、就学援助費の申請が少なかったからだというお話でしたが、前年度と比べてどれだけ減ったのか、その原因はどう考えておられるのかということを知りたいです。

学校教育課長（大田 恵也） 昨年度との比較の数値を持っていないので、大変申し訳ないと思うのですが、少なくなった原因というところは、正確に把握することはできないのですけれども、課として捉えているところによると、児童数がやはり減ってきているということも、原因の1つなのかなというふうには考えておるのですが、正確に、なぜ、少ないのかということとは正直分からないいうところがございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（岡本 泰行） 251ページの一番上の欄で、英語活動・学習推進業務委託料というのがありますが、この業務について、簡単に内容を説明いただけたらと思います。

学校教育課長（岡本 泰行） 外国人のALTの方に入っていて、生きた英語で授業していただくというふうなことで、これは、中学校に2名、それから小学校に2名配置していただいて、全小学校に回るようにということで、英語活動に親しむためにということで活動していただいているということでございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（田中 晴美） 273ページ、18節の負担金補助及び交付金の、不用額の大きなところを、ちょっと聞き逃したんだらうと思うのですが、もう一度教えていただけたらと思います。

生涯学習・スポーツ推進課長（西本 龍） 不用額の大きいものにつきましては、柳井市スポーツ協会補助金への補助で、パリオリンピックに出場する柳井出身選手を応援するためのパブリックビューイング、これの開催のための補助金をセットで要求していたのですが、実際には、パブリックビューイングが可能な試合、放映権料が必要な試合が想定より少なかったということから、不用額が生じたということでございます。こちらが約406万円となります。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、委員外議員さんのほうから、御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 先ほど長友委員が特別教室のエアコンの設置のところの話がされたのですが、普通教室に設置して何年ぐらい経過していますか。

教育部長（室田 和範） 古いところであれば、20年以上経過しているものもあります。

委員外議員（藤沢 宏司） いろいろな施設でエアコンの改修をしていきますけれど、小学校も設置もそうですけど、もうそろそろ取替の時期ですよ。しっかり予算をつけていかないと、せっかく設置してあっても、使えないという状況が、もう、どんどん出てくる可能性があるのですが、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。やはり計画的にやってもらうようにお

願いをしたいと思うのですが、そういう計画等があるのかどうかお聞かせください。

教育部長（室田 和範） 設置済みのエアコンの更新時期は、各学校で徐々に始めてきているところ。部品も10年経ちますと生産中止になってきますので、完全交換をしないと改修ができないという状況になります。そういった点も踏まえて、新たに作るのと、更新をかけるのとというのは、順次やってはきているのですが、そこは改めて具体的に対応できるように、確実に進めていきたいと考えます。以上です。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。

これより認定第3号中の教育委員会所管分について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって、認定第3号中の教育委員会所管分については、全員異議なく認定すべきものと決しました。

（ 休憩 10時03分 ）

（ 再開 10時11分 ）

委員長（坂ノ井 徳） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、大きな2点目の閉会中の中付託調査事項について、審査を行いたいと思います。（1）学校教育等問題について、執行部から報告事項等ございましたら説明をお願いいたします。

教育部長（室田 和範） 特にございません。

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、この調査事項に関しまして、各委員さんのほうから何か御発言等ございましたらお願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようございましたら、以上で（1）学校教育等問題についての協議、審査を終わらせていただきます。

続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等ございましたら、御説明をお願いいたします。

教育部長（室田 和範） 特にございません。

委員長（坂ノ井 徳） ないようございましたら、最後にその他に、各委員さんのほうから、教育委員会の所管に関わる事項について、何か御発言等ございましたらお願いします。

委員（山本 達也） 教育委員会が旧柳井図書館に行かれて、環境的にと、もう正直言って、本庁と離れたことによってのリスクとか、逆にとても快適とか、いろいろあるかと思うのですが、いかがでしょうか。

教育長（西元 良治） まず向こうに移って、何と言っても学校に近くなったというのは、大きなメリットの一つだと思います。中心校である柳井小学校、柳井中学校が近いので、ちょっとし

たことでも学校に伺って、フェイストゥフェイスで話ができるという良さがあります。また学校の様子も、通りがかりにちょっと見て、今どういう状況だとか、特に柳井小学校は今週末、運動会ですから、運動会の練習の様子等を見ることができます。デメリットといいますと、やはりちょっと移動距離がございます。こちらの本庁のほうで、いろんな行事とか会議とかあると、時間的余裕を見ながらまいります。多い日には、ちょっと2回、3回と往復することもございます。そういったところでございます。

委員長（坂ノ井 徳） よろしいですか。

委員（山本 達也） 快適ですか。

教育長（西本 良治） スペース的には、以前よりも広くなりましたし、会議室も教育委員会専用で使えるっていうところもありますので、その辺りでは助かっております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。ないようでしたら、以上で3点目のその他の事項について終わらせていただきます。以上をもちまして、教育委員会関係を終わらせていただきます。各委員の皆様、そして執行部の皆さんには大変お疲れ様でございました。ここで委員会を休憩し、10時30分から再開します。

（ 休憩 10時16分 ）

（ 再開 10時27分 ）

委員長（坂ノ井 徳） 休憩を閉じまして委員会を再開いたします。互礼を行いたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「よろしく申し上げます」 「御着席願います」 】

委員長（坂ノ井 徳） ただ今から、総合政策部関係について審査を進めたいと思います。

執行部の皆さんには大変お忙しい中、御出席くださりましてありがとうございます。発言の際には挙手の上、大きな声でハッキリと発言していただきますようお願いいたします。

まず、付託議案等の審査を行います。分割付託となっております認定第3号、令和6年度柳井市一般会計歳入歳出決算認定について、執行部から補足説明がございましたら、決算書の順を追って、簡潔明瞭をお願いいたします。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 総合政策部政策企画課所管分について、御説明申し上げます。歳入歳出決算書の114、115号、2款、1項、3目の広報広聴費です。決算成果説明書は18号になります。10節の需用費ですが、こちらの不用額は主に広報やない作成に係る印刷製本費の残額になります。例年同様のページ数を作成しており、昨年よりは少額ですが不用額が生じております。また、11節の役務費の不用額ですが、こちらは令和6年度の途中に、広報作成ソフトを従来の買い切りのものからサブスクリプションのものに切り替えたことに伴う不執行分となります。なお、費目も役務費から13節の使用料及び賃借料に変更し、ソフトウェア使用料として支出しております。続きまして、118、119号、2款、1項、7目企画費をお願いします。決算成果説明書は18、19号です。企画費につきましては、政策企画課と地域づくり推進課の2つの課が所管しております。最初に、政策企画課所管の主なものについて説明した後、地域づくり推進課が所管する部分を御説明いたします。それでは、政策企画

課の主なものを御説明します。まず、10節需用費の一番下の消耗品費、121号一番上になりますが、11節役務費の通信運搬費〔繰越明許費〕、12節委託料の一番下、やない暮らし応援買物券換金業務委託料〔繰越明許費〕は、いずれも繰越明許費ですが、令和6年2月1日現在において実施した令和5年度の第2弾やない暮らし応援買物券配布事業に係る令和6年度執行分となっております。したがって、121号、12節の委託料の不用額が764万1,292円ありますが、そのほとんどがこの繰越明許費の第2弾やない暮らし応援買物券配布事業に係るものでございます。こちらの事業の令和5年度執行分も含めた全体予算は約1億5,000万円であり、昨年6月の換金期限までの実際の使用率についても予測がつきにくいこともあり、このような額となっております。続きまして、18節の負担金補助及び交付金ですが、122、123号の上から5番目の起業教育研究事業助成金、8番目の結婚新生活支援補助金が政策企画課の所管となります。このうち、結婚新生活支援補助金の不用額は311万8,000円となっております。この補助金に関しましては、新婚世帯が支出したのに対して補助しているため、申請があるまで対象者の把握が難しく、また申請が年度末に集中することなどから、不用額が多くなっております。予算の適正管理の面からも、今後は、実績などを加味しつつ調整してまいりたいと考えております。

地域づくり推進課長（守田 訓） それでは、地域づくり推進課分を御説明します。119号にお戻りください。不用額の大きなもの、新規事業、主だった事業の実績を御説明いたします。7目企画費、1節報酬の不用額です。報酬の53万6,403円の不用額でございしますが、ほぼ、本課分の不用額となります。これは、集落支援員1名が体調不良により、出勤がかなわなかったことが原因となる不用額です。続きまして、11節役務費の一番下、新規事業の市民活動補償保険料ですが、令和6年度は、事故に関する問い合わせは数件ありましたが、対象となる事故はございませんでした。続きまして、121号、12節委託料の中ほどの調停訴訟委託料でございします。令和7年3月18日開催の総務文教厚生常任委員会にて、御報告をさせていただきました件でございします。昨年4月に市民から、市民の地元自治会における本市事務連絡委託費の取扱いについて、問い合わせを受けました。そこで、これの取扱いに関する法的性質について、顧問弁護士に御相談させていただいたところでございます。問い合わせをいただいた方は、裁判所に申し立てを行われたため、弁護士を介して調停という形で2回ほど話し合いを行い、調停は終結となっております。委託料はこれに関する費用で、昨年度が着手金33万円、出張報酬が4万9,500円、諸費用として608円の、合わせて38万108円を支出しております。続きまして、17節備品購入費ですが、このたび、市民活動センターのページセッターを更新しました。平成24年にセンターを開設して以来、本センターで利用できる4種類の備品は、これで一通りの更新済みとなりました。続きまして、18節負担金補助及び交付金の不用額です。1,531万8,850円のうち、1,216万850円が本課分で、主なものは子育て世代定住促進補助金、空き家バンク関係補助金、テレワーク移住支援金の不用額となります。子育て世代定住促進補助金に関しましては、当初の見積もりは、令和4年11月からの1年間の申請が50件ございましたので、制度2年目に入る令和6年度は、周知等の効果を考慮して、駅前マンション分を除き、1.5倍を見込んでおりましたが、結果として、見込みが少し高すぎたことが主な要因だったと捉えています。続きまして、123号、18節負担

金補助及び交付金の一番上、一般コミュニティ助成金（自治宝くじ助成）ですが、昨年度は、伊陸地区コミュニティ協議会と新庄地区コミュニティ協議会へ、それぞれ250万ずつを支出しております。4つ飛びまして、空き家改修補助金は、空き家バンクに係る10件分の補助金を支出したものです。また、その下のがんばれ地域！夢プラン応援事業補助金は、夢プラン策定に向けて取組まれた伊保庄地区と大島地区コミュニティ協議会へ策定支援として、それぞれ20万円を交付しました。一つ飛びまして、子育て世代定住促進補助金の令和6年度の実績ですが、交付決定件数が73件、そのうち、市内業者で新築された方が10件、市が指定する市有地は1件。これは、大島地区にあるパークビレッジ大島の市有地を購入され新築されました。続いて、子育て世代空き家購入補助金ですが、実績は2件で、実績額は50万円掛ける2件で100万円。2件とも転入者で、滋賀県と東京都のほうからお越しいただきました。その下、テレワーク移住支援金です。令和6年度は1件、東京のほうからお越しいただきました。最後に決算成果説明書の22番をお願いいたします。左列の移住・定住促進事業の中ほどに、（新規）とあります。これは、お試し住宅、せとのすみかの実績でございます。令和6年度の実績は、19組で利用人数は35人、滞在日数は155日で、うち、関東圏、関西圏からの利用者が17組と多くございました。そして、移住された方が3名、隣町に移住された方が1組2名、2拠点生活を始められた方が1組3名、現在も本課と繋がり、本市への移住を検討中の方が2組3名という状況にあります。地域づくり推進課分の企画費は以上です。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 続きまして、124、125番をお願いいたします。2款、1項、10目電算管理費になります。決算成果説明書は20番になります。こちらに関しては、本市の基幹系業務システムに係るサーバ、操作端末等のハードウェア、ソフトウェアの保守管理に係る経費、情報システムの運用管理に係る経費などでございますが、特に予算規模に比して大きな不用額は生じておりません。続きまして、126、127番をお願いいたします。2款、1項、11目の土地利用対策費、決算成果説明書は20番になりますが、こちらは例年どおりの支出となっております。

地域づくり推進課長（守田 訓） 続きまして、地域づくり推進課に戻ります。127番をお願いいたします。13目柳東文化会館費でございますが、12節委託料、ページをめくっていただいて129番をお願いいたします。上から4つ目、施設整備実施設計委託料189万2,000円を支出していますが、本館は昭和62年に建設され37年を経過しています。その間、受変電設備の更新をしておらず、令和6年度に実施設計を行い、令和7年度に工事を行うこととしております。続きまして、14目伊保庄北文化会館費でございますが、10節需用費の上から3つ目の修繕料、421万7,400円のうち418万9,900円は、昨年7月に入り、2階大会議室のエアコンが故障しました。平成16年に更新され、20年近くが経過しておりまして、耐用年数のことを踏まえたうえで、業者からも部品の調達見込みもないという報告がありましたので、予備費を充用し更新いたしました。続きまして、17節備品購入費でございますが、これも、夏場に冷蔵庫が故障しましたので、緊急を要することから需用費からの流用にて更新いたしました。地域づくり推進課所管分に係る主なものは以上でございます。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 続きまして、130、131番、2款、1項、16目柳井商業高等学校跡地整備費ですが、決算成果説明書は21番をお願いいたします。こちらの14節工事請負費に

つきましては図書館建設、公園整備、駐車場整備、周辺道路の改良などの工事ですが、不用額が2,268万100円となっております。その内訳としては、令和6年度工事費に係る不用額が1,290万2,100円、令和5年度からの繰越明許分に係る不用額が977万8,000円となっております。これら複数の工事を同時に行うことによる調整や、図書館を開館しながら施工したことなどが影響して、令和6年度内の完成が難しくなった結果、決算書に記載のとおり令和7年度に1億530万円を繰り越しております。こうした状況の中、3月に減額補正をすることにより調整することが難しいこともあまって、結果的には令和6年度分として、先ほど申しました1,290万2,100円の不用額が生じております。それから、令和5年度からの繰越明許分につきましても、図書館建設工事が約3か月延伸したことに伴い、2億1,253万2,600円を繰り越しております。繰越予算につき減額補正ができないこともあり、繰り越す際には精査はしておりますものの、結果的に977万8,000円の不用額が生じております。17節備品購入費は、令和5年度からの繰越明許費となっておりますが、図書館建設工事の延伸の影響により備品購入のタイミングも遅れたため、令和5年度備品購入費のほとんどを繰越しております。不用額の1,891万2,304円につきましては、おおむね落札減でございますが、繰越明許費につき減額補正ができませんので、同様に不用額が生じたところです。続きまして、140、141頁をお願いします。2款、5項統計調査費、1目統計調査総務費、2目基幹統計費、決算成果説明書は21頁になります。2目の基幹統計費は、全国家計構造調査及び農林業センサスに要した経費となっておりますが、全国家計構造調査の調査員4人、農林業センサスの調査員57人、同じく指導員が5人、事務補助員としての会計年度任用職員の報酬などが主な支出となっております。不用額につきましては、実際の調査の際に、国の指定した人数に基づき、予算策定時を下回る調査員数を任命しているため残額が生じたものです。なお、これらの基幹統計費につきましては、県からの調査委託金を充当しております。以上で総合政策部関係の説明を終わります。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 地域づくり推進課長さん、先ほどの事務委託費の争いですが、もう1回ちょっと、ざっとでいいですから、説明お願いできますか。何がいけなかったのか、また、その裁判によって、どういうふうに改善をしたのかを教えてください。

地域づくり推進課長（守田 訓） 事務連絡委託費でございますが、これは条例で定めておられて、委託費の交付、その他、規則に基づいて、お支払いをさせていただいております。昨年4月にこの取り扱いについての問い合わせがありました。内容は、本市が支払っている事務連絡委託費が、問い合わせ者の自治会の予算決算書に入っていないということの問い合わせでした。本市は事務連絡委託費の取り扱いは、例年2月ごろに各自治会長に自治会長就任届を送付して、次年度の自治会長や世帯数や班数、事務連絡委託費の振込先の情報を記載して提出してもらい、市は規則に基づいて記載のあった振込先に委託費を振り込みしてお支払いをしている状況です。しかしながら、その振込先の多くが、自治会長個人名義の口座となっていることから、ある自治会の予算書、決算書には出ていなかったということでございます。そういうことで、市は個人口座に振り込みをしているということもございまして、顧問弁護士に、その取り扱い

に関する法的性質について御相談をさせていただいたという運びです。弁護士さんからは、この事務連絡委託費は、条例上、自治会ではなく自治会長等に対して支払われるものであり、契約の主体は自治会長等個人でも問題はないが、条例の文言上、あくまでも事務連絡委託費とされていることから、自治会長個人の報奨金的性質と解することは困難であるという御見解でございました。したがって、事務連絡委託費は、あくまでも委託する事務の経費に充てるために、自治会に支払われる金銭として整理して、令和7年度に制度並びに運用を見直す必要があるのではないかという結論に至った次第です。市では今後の対応として、現在、事務連絡委託費の支払先を自治会長等から自治会へと見直すこととし、自治会長集会で説明し、振込先も個人口座から自治会名義の口座に変更するようお願いしております。現在は、個別対応を通じて理解を求めており、これに伴う条例改正については、しかるべき時期に市議会にお諮りしたいと考えております。調停でございしますが、市では柳井地区の自治会に対し、事務連絡委託費を奇数月にお支払いしておりますが、その支払先を自治会で所有している名義の口座に振り込みをして欲しいという申し立てでございました。市からの回答として、市が振り込む委託料の預金口座は、自治会の肩書きを今後つけていくこととして、自治会に対して要請していきますよということ。それから周知期間が必要であるため、令和7年度中に丁寧に説明して対応していきますよということ。それから、しかるべき時期に委託費交付条例の条例改正の議案を市議会にお願いしたいということ。それから、令和8年度からの運用開始を目指しますよということ。調停の場で、弁護士さんを通じて、協議をさせていただいたところでございます。訴えを起こされた方は、その説明に信憑性がないということや、我々の事務文書でございしますが、委託料を計算するための様式がございします。市が任意で定めた様式がありますが、その項目に自治会長名を記載しています。そこに自治会長名の記載があること自体がおかしいのではないかと、その改善がなされてないと。それから、本課が出した資料から、そのような改善をするという、トータル的なことの改善の方向性が読み取れないということを主張されました。それから、過去から個人口座に振り込みをしていたということから、累計すると億単位の横領がなされているのではないかということの繰り返しでございました。裁判官と弁護士さんが、市が制度改正、運用変更するということを繰り返し、その方に御説明をしていただいたのですが、納得をされないため、不成立として調停を終結いたしました。事の流れは以上でございます。

委員（篠脇 丈毅） すみません。ちょっとくどい話になってしまったのですが、従来は自治会の代表者たる自治会長個人の業務に関して、事務連絡費を支出しておったという考え方でいいのでしょうか。

地域づくり推進課（守田 訓） 自治会長個人に委託しているという条例になっております。

委員（篠脇 丈毅） 条例改正の趣旨は、あくまでも、業務委託の相手方は自治会であるという考え方で、その代表として自治会長名が付されている、そういう改正をするということではないのでしょうか。

地域づくり推進課（守田 訓） はい、そういうことでございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございせんか。

委員（長友 光子） やない暮らし応援買物券についてお尋ねします。決算成果説明書は19頁です。換金率が分かれば教えていただきたいと思います。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 令和6年2月1日現在で行ったものにつきましては、共通券が98.6%、小規模店専用が97.6%となっております。ちなみに対象に対しての配布数が、98.6%、かなり高い率にはなっておりますが、一部配布できないものもございましたが、そのような換金率となっております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでしたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

委員外議員（藤沢 宏司） 123番、結婚新生活支援補助金。これは所得制限がありますよね。その所得制限を撤廃するという考え方はないのですか。

政策企画課長（三浦 賢太郎） 令和7年度におきましても、世帯収入、約677万円に相当、つまり所得で500万円未満としております。これは、おおむね若い世代においては、該当しておるものではあります。今のところ、国の制度で所得制限は設定されておりますので、それに基づいて行いたいとは考えております。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございますので、以上で質疑を終わります。これより認定第3号中の総合政策部所管部分について、委員会としての採決を行います。

お諮りいたします。本案を原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めます。よって、認定第3号中の総合政策部所管部分については、全員異議なく認定すべきものと決しました。

続きまして、大きな2点目の閉会中の付託調査事項についてであります。総合政策部関係については、付託調査事項はありませんので、大きな3点目のその他の項に入りたいと思います。執行部から、報告がございましたらお受けいたします。

総合政策部長（藤村 英明） 特にございません。

委員長（坂ノ井 徳） それではないようでございますので、最後に、その他について、各委員さんから総合政策部の所管に関わる事項について、何か御発言等ございましたらお伺いします。

委員（篠脇 丈毅） 三浦課長、今日からいよいよ国勢調査ですが、国勢調査の調査を進める上で、受けるほうが、どう言いますか、もう少し簡便な方法でやったら、皆さんが煩わしさを感じなくていいのかなということを実感したのです。今回は所得とか、そういうたぐいの質問がなかったからいいのですが、調査員さんが、どう言いますか、配られるのは配られたのですが、あとは、いわゆる対象者の都合で郵送されるかどうかということは、ネットで調査を完了するというようなこともあるのですが、要は私は、季節的に柳井市に來られて就労されている方の把握はどういうふうに課長は考えて、それを漏らさずやろうとしておられるか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

政策企画課長（三浦 賢太郎） おっしゃるように、最近調査が大変難しくはなっております。ア

パート等で短期間に住まわれる方の把握というのは、大変難しいところです。一応マニュアル上は全世帯を調査員がくまなく回るといふことにはなっておりますが、それだけではなかなか把握できないところもありますので、例えばアパートで言えば、管理会社等にも私どもから確認して、空き家状況を教えてもらえる範囲で教えてもらったりしながらやっております。特に短期間というと、外国人の把握が今大変難しい状況です。調査員も苦慮しております。主に研修目的の外国人が多いので、事業所等に連絡を取って、調査員が連絡を取る場合と、市から連絡をとらせていただく場合もあるのですが、外国人の把握にも努めております。いずれにしても、昔に比べて個人情報保護への意識の高まりもあるなか、マンション等も増えましたし、調査自体がかなり難しくはなっておりますが、対応しているところです。

委員（篠脇 丈毅） 私も過去に経験があるので、一つ、出来るか出来ないかは別して、夜の町に外国人の就労者がかなりおられる。それと、遊技場、パチンコ屋さん辺りなのですが、そこにもやはり職員の人は飛び込んで、実態をよく把握をして、出来るだけ漏らさずやっていただきたいように思いますので、それは課長もう、限られた時間ではありますが、頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。

政策企画課長（三浦 賢太郎） パチンコ屋さんとか、飲み屋さんとか、これから調査員が提出ないし、相談に来られているのですが、職員が回るケースも増えてはくると思います。以前と同様にその辺りは対応していこうと考えております。

委員長（坂ノ井 徳） よろしいでしょうか。
その他ございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それではないようでございますので、以上で大きな3点目のその他の事項につきまして終わらせていただきます。以上を持ちまして、総合政策部関係を終わらせていただきます。各委員の皆様、そして執行部の皆様には大変お疲れ様でございました。ここで11時25分から再開いたします。

（ 休憩 11時09分 ）

（ 再開 11時22分 ）

委員長（坂ノ井 徳） 休憩を閉じまして委員会を再開いたします。互礼を行いたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

【 「互礼」 「よろしく申し上げます」 「御着席願います」 】

委員長（坂ノ井 徳） ただいまから、総務部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局関係について審査を進めたいと思います。

発言の際には挙手の上、大きな声でハッキリと発言していただきますようお願いいたします。

それでは、付託議案等の審査を行います。分割付託となっております認定第3号、令和6年度柳井市一般会計歳入歳出決算認定について、執行部から補足説明がございましたら、決算書の順を追って、簡潔明瞭をお願いいたします。

議会事務局次長（寺岡 富美） 歳入歳出決算書106頁をお願いいたします。1款、1項、1目

議会費から説明をさせていただきます。令和6年度に特に要した経費と不用額の主なものについて御説明いたします。107号、1節報酬費の不用額は、2月に議員が1名欠員となったことによるものでございます。次に8節旅費の不用額につきましては、各委員会の管外視察のための研修旅費の残が主なものでございます。次に13節使用料及び賃借料のバス借上料は、常任委員会で管外視察に行かれた際のバス借上料でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、109号の政務活動費の残が主なものでございます。

総務課長（久角 恵一） 同じく109号、2款、1項、1目一般管理費でございます。3節職員手当等の特別職退職手当につきましては、市長4期目の任期満了に係るものです。時間外勤務手当等につきましては、令和5年度決算額と比較して増額となっております。退職手当につきましては、退職者17人に支払ったものとなります。110、111号をお願いします。10節需用費のうち、高圧受電設備修繕料につきましては、電気保安協会の定期点検において経年劣化が指摘された真空遮断器などの修繕を実施したものです。なお、繰越明許費につきましては、特に修繕を優先すべき箇所において必要となる部品の納品に半年以上かかるものについて、令和5年度において契約を締結し、予算を繰り越して実施しております。12節委託料のうち、実施設計委託料は、庁舎浸水対策に係る実施設計業務委託料でございます。112、113号をお願いします。14節工事請負費では、本庁舎3階に子ども家庭センターを設置する工事を行っております。114、115号をお願いします。21節補償補填及び賠償金につきましては、令和6年10月3日に柳井市新庄地内において発生しました公用車事故の、相手方に対する賠償金を支出しております。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 戻っていただきまして、112、113号をお願いします。決算成果説明書は17号をお願いします。一般管理費の危機管理課分について御説明させていただきます。18節負担金補助及び交付金の防災行政無線設備管理負担金は、山口県が設置しました市町を結ぶ防災行政無線設備の更新と保守・維持補修費を構成市町が負担しております。次に115号をお願いします。防犯灯設置助成金につきましては新設36灯、修理5灯に対して助成しております。令和5年度と比較しますと大幅に増加しております。また、犯罪被害者等見舞金は令和6年4月1日に執行しました、柳井市犯罪被害者等見舞金及び助成金に関する要綱に基づきまして、重傷病見舞金を1件支給しております。

財政課長（山本 健司） 116、117号をお願いします。6目財産管理費の12節委託料についてですが、主なものはふるさと納税の募集・返礼品配送等の業務に係る委託料で、6年度には、これまでのさとふる、楽天、ふるなび、ふるさとチョイスの各ポータルサイトに加えてANAのふるさと納税のサイトを経由して募集を行っております。不用額は、ふるさと納税推進業務委託料が主なものでございます。14節工事請負費は、緊急対応をするための予算として、公有財産建物等補修工事費を計上しておりましたが、令和6年度において執行はございませんでした。なお、不用額については予期せぬ事態に対応できるよう、例年、予算の減額補正は行わない運用としていることによるものです。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 続きまして、122、123号をお願いします。決算成果説明書は17号をお願いします。8目交通安全推進費でございます。11節役務費の手数料につきましては、春、夏、秋、年末年始の交通安全運動期間中と、昨年は高齢者の死亡事故

が多かったため、県内全域に高齢者交通死亡事故多発警報が2度発令されたことに伴う横断幕による啓発を行った経費でございます。また、令和6年10月から県条例にて自転車保険の加入が義務化されたため、12月23日に柳井駅前で啓発キャンペーンを実施しました。続きまして、148、149ををお願いします。決算成果説明書は48ををお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、7目交通災害共済費でございます。11節役務費の手数料につきましては、交通災害共済の加入申込みを自治会長に取りまとめていただくことに対しての手数料となっております。続きまして、172、173ををお願いします。1目災害救助費でございます。危機管理課と社会福祉課で予算執行しており、危機管理課は災害に対処するための経費を計上しております。10節需用費は、災害時に避難所で必要な備蓄品としまして、保存水、レトルト食品などの循環備蓄品を消耗品費で、コットンやガーゼなどの医薬品を医薬材料費で購入した経費でございます。17節備品購入費につきましては、みどりが丘図書館へ配備の屋外テント20張の購入経費でございます。不用額は入札減による残額でございます。続きまして、232、233ををお願いします。決算成果説明書は102、103ををお願いします。9款消防費、1項消防費、1目消防費でございます。10節需用費の被服費につきましては、消防団員の安全確保のため、難燃性で視認性の高い活動服と軽量で衝撃に強いヘルメットを購入した経費でございます。次に17節備品購入費につきましては、小型動力ポンプを積載した消防団車両や可搬式の消防ポンプ、柳井地区広域消防本部に設置しております同報系防災行政の遠隔制御装置、全国瞬時警報システム（Jアラート）専用の受信機アンテナを購入した経費でございます。次に18節負担金補助及び交付金につきましては、広域消防組合負担金や消火栓工事負担金、助成金としましては、自主防災組織に自主防災活動事業や防災訓練事業、研修参加事業などの各事業に対して、述べ13組織に助成を行いました経費でございます。なお、令和6年度末時点での自主防災組織の設立数は、74組織82自治会となっております。以上で総務部関係の説明を終わります。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの説明を受けまして、各委員さんのほうから、御質疑、御意見等がございましたらお願いいたします。

委員（篠脇 丈毅） 総務課長さん、ちょっと教えてください。会計年度職員の報酬、手当がありますが、単純労務と普通会計年度職員の違いを教えてください。

総務課長（久角 恵一） 会計年度任用職員と単純労務職員ですが、単純労務職員につきましては総務省で規定がございまして、一定の作業に従事する職員について、単純労務という言葉を用いているということございまして、それを会計年度任用職員の、いわゆる現業的な業務に当たっている職員についても、単純労務職員という呼称を付した上で、例規等を整備しているものでございます。会計年度任用職員につきましては、事務補助であったり、専門職であったりといったものを会計年度任用職員ということで整理をしております。

委員（篠脇 丈毅） 今、いきているかどうかよく分かりませんが、いわゆる一般職と単純労務職員の給料表は今でも分かれているのでしょうか。2表と1表は今でもあるのでしょうか。

総務課長（久角 恵一） おっしゃる通りでございまして、行（一）と行（二）の二つの表、それぞれに適用しております。

委員（篠脇 丈毅） 県下でも珍しい係数を柳井市は採用していると認識しておりましたが、単純労

務職員についても、そういう考え方を、一般職と同じような考え方をを用いて区別をしてというふうに考えていいですか。

総務課長（久角 恵一） 一般職と同じようにと言いますか、会計年度の単純労務職員ですが、その業務の内容は、現業職と同じような業務に就くということですので、これについての報酬等の根拠は、現業職と同じ行（二）に基づいたものを適用しております。

委員（篠脇 丈毅） 外から見たら分からないことが多いのですが、決算上の会計年度職員の人が何名、延べ数でいいのですが、いわゆるパートタイマーと言われてる臨時的任用職員が何名おられるかちょっと教えてください。

総務課長（久角 恵一） 人数でございますが、フルタイムの会計年度任用職員とパートタイムの会計年度任用職員とおりまして、これは通年で任用している時期が少し異なる部分がありますので、おおむね年間で合計して230人程度の任用であったかと思えます。ちょっと今、詳らかな資料を持ち合わせておりません。申し訳ございません。そのうちフルタイムの会計年度任用職員でございますけれども、こどもサポート課で任用しております児童相談に1名、それから総務課の電話交換室2名おるような状況でございます。あとは、育児休業の対応で専門職として、保健師、保育士がございましてけれども、この代替をするのに、やはりそのフルタイムでないローテーション等の業務にあたっていく上で厳しい面がある部分につきましては、フルタイムで任用することもございます。

委員（篠脇 丈毅） パートタイマーという概念は何人ぐらいいらっしゃるのですか。

総務課長（久角 恵一） おおむね年間で合計して230人程度というふうに申し上げましたけれども、そこからフルタイムの者、3人は必ずいるような状況でございますので、ほぼ、パートタイム会計年度任用職員ということになります。

委員（篠脇 丈毅） パートタイムという概念がなくなって、会計年度任用職員ということに統一されたのですか。

総務課長（久角 恵一） おっしゃる通りでございます。以前、非常勤職員として雇用をしていたパートタイムというものについては、現在では、パートタイム会計年度任用職員ということで、法で整理されております。

委員（篠脇 丈毅） ありがとうございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（長友 光子） 109名の職員手当等の中の時間外勤務手当等についてお尋ねします。これは何時間に当たるのでしょうか。

総務課長（久角 恵一） 令和6年度の時間外勤務の年間合計時間でございますけれども、3万8,480時間ということで捉えております。

委員（長友 光子） 一人当たりの、一人ひとり捉えておられるのでしょうか。

総務課長（久角 恵一） 一人ひとりの時間外勤務を集計した上で積み上げておりますので、一人ひとりの勤務状況等を把握してございます。

委員（長友 光子） その中で80時間以上という方はおられるのでしょうか。

総務課長（久角 恵一） 80時間というは今すぐにお答えができないのですが、100時間であったり、平均で80時間を超えた月が連続していて、医師の面談となりましたものにつきました。

ては、人数で言いますと7人が合計11回の面談を受けているような状況でございます。

委員（長友 光子） やはりそれを解消していくってところでの、対策というのはどのようにお考えですか。

総務課長（久角 恵一） やはり、その現場での労務管理というものが一番あると思いますけれども、特定の職員に偏らないような業務の配分であったり、その者の健康に留意した対応をそれぞれの職場で管理しているというふうな状況でございます。またそれについても、庁議等において、繰り返し周知依頼をして、各箇所での勤務状況が平準化するように、なるべく少なくなるように工夫はしてもらっておるような状況です。

委員（長友 光子） 仕事量そのものが絶対的にあるので、その分散するってところでの解消は、その場しのぎでしかないかなと思うのですが、抜本的なところでの対策というのはお考えではありませんか。

総務課長（久角 恵一） おっしゃる通り、確かに同じ業務量をこなしていくだけで減っていかないのではないかとということでございますけれども、業務によってはDXであるとか、いろいろな電算処理をしながら平準化、軽量化していくという努力は各職場でしておるところでございますけれども、既存の事業なり、事務の見直しというのは常に図っていきたいというふうに思っております。

委員（長友 光子） 職員の給料を人数を減らしてその支出を減らすというのは分かるのですが、仕事量に応じた人員確保というのは当然だと思いますので、そういう方向で考えていただきたいと要望したいと思います。残業時間を、部署で出していただいて、これは、何人分の職員が不足しているということが分かると思うのですが、それで、職員を増やしていくという方向にならないかなあと、要望をしたいと思います。職員の給与の支出というのは、単なる支出ではなくて、やはり、直接経済にまわるといふふうに思うのです。ですから、ぜひそういう方向で考えていただきたいと要望をいたします。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませんか。

委員（山本 達也） 237で、先ほど説明があったのですが、もう一度お聞きしたいのですが、自主防災組織が今、どれぐらい設置されているのでしょうか。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 74組織で82自治会でございます。

委員（山本 達也） 分母はいくらでしょうか。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 自治会数が314自治会でございます。組織の設立率が26.1%という状況です。

委員（山本 達也） どうして尋ねたかと言うと、私どもの地区でも、6年間ぐらい言い続けているのですが、現状を見ますと、なかなか、その6年間で2地区ぐらいしか増えていないのです。それも、検討は結構していただけるのですが、1つのネックとして自治会長の輪番制で、なかなか難しいところへタッチしていかないということが実情なのです。今からは、この防災という大きな視野で考えると、独居老人とかいろいろ様々なことがあって、連絡体制ぐらいは取れるようにと思って、一生懸命、入口を緩和したりしてやっているのですが、進んでる地域も確かにあるのですが、どのような推進の仕方をしていいと思われませんか。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） ありがとうございます。地区でいろいろとやっていた

だいてるという情報は我々にも入っております。今、山本委員言われましたように、設立の準備をやられてる方も、やはり同じ悩みを持っていらっしゃると思います。設立に向けて、地域に入られるのですが、自治会長の輪番制というのは当然大きな問題だろうというふうに思っておりますが、地域の皆さんの意識と言いますか、仕事で土日以外は地域にいらっしゃらないとかという問題が大きくて、問題意識がなかなかそこまで近寄っていただけないといったところもあるというふうに聞いております。ただ、やはり災害に向けての取組といたしましては、今、民生委員の皆さんのお力添えをいただきながら声掛けをしていただき、高齢者の方に対して声をかけていただく、あるいは、我々がこれからもっと深掘りをしていかないといけないのですが、個別の避難計画をしっかりと作り上げていく。いろんな組織が連携をしないと、まず、いけないのかなど。その延長線上に、やはりこういった団体を構成していただくということに繋げていく、今、我々も苦勞してるのは、やはり団体を作るといったところで、地元に入りますと、大きな障がいを感じておりますので、いろいろと連携をするということに、今、シフトし直しながら調整を図っているというのが現状でございます。答えにはならないのですが、そういう状況です。

委員（山本 達也） 自主防災組織への加入制度自体も緩和されて、補助体制もよくなっているから余計に勤めるのですが、1つのネックとして拠点がない自治会が最近多いです。集会所を持たないとか、そういったものがかなりネックになっているというのは実情です。それから、以前、危機管理課から結構頻繁に、指導の方をお呼びして研修を結構やっています。今もそういう対応はしていただけるのでしょうか。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 今、2点ございましたけれども、拠点施設の整備につきましては、地域づくり推進課と連携を図る必要が当然あるでしょうし、地元の意向も確認する必要があるのだろうと思っております。あともう1点の、いわゆる地元に入ったいわゆる防災の、周知と言いますか、出前講座については随時お受けしております。ここは力を入れて、これからもすすめていきたいというふうに思っております。

委員（山本 達也） それでは前のページに戻って、235条の中段の12節委託料のところの防災情報配信業務委託料で、今、防災メールの登録者数はどれぐらいあるのですか。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 防災メールの登録者数は、令和6年度末でございますが4,136人でございます。そしてLINEの登録者数が、同じく令和6年度末でございますが2,001人でございます。LINEのほうは令和7年に対しましても、少しずつ増加傾向にあるというところでございます。

委員（山本 達也） 増加傾向にあるということですね。それでは次は、その下の17節備品購入費の小型動力ポンプ積載車購入費がありますが、私思うのですが、久しぶりにこの項目を見たような気がするのですが、前回購入したのはいつ頃でしょうか。結局、こういう機械ものは古くて使い勝手が悪いようではいけませんので、更新年数が大体決まっていると思うのです。更新年数は分かりますか。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 配備はおおむね、23年から25年を経過した車両等を基準として考えております。

委員（山本 達也） 私は市議会に入った頃に伺った時とほとんど変わっていません。あの時も2

4年更新かと言われてましたので、同じぐらいかなというふうに思うのですが、やはり機械ものですから、その辺のところをきちんと、日頃から整備はされていると思うのですが、その辺のところ、いざというときに使いものにならないと困りますので、よろしくお願ひしたいと思うのと、ついでに聞いておきましょう。広域消防ではどれぐらいの年数で更新しているのでしょうか。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 広域消防について、これという答えにならないかもしれませんが、大体15年ぐらいではないかと思ひます。

委員（山本 達也） はい、分かりました。ありがとうございます。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませぬか。

総務課長（久角 恵一） 委員長、よろしいでしょうか。

委員長（坂ノ井 徳） はい、どうぞ。

総務課長（久角 恵一） 先ほど、長友委員から御質問いただきました、80時間以上の時間外勤務をした職員の数でございますけれども、1月でも80時間以上の勤務をした職員につきましては、令和6年度中は9名おりました。また、職員の定数のことについても御要望をいただきましたが、現在、総務課で定員管理計画を持っており、現在の65歳までの定年延長ということもございませぬが、現場の業務量も踏まえまして、定数につきましては減らさずに維持していきませぬという計画でございませぬので、申し添えをさせていただきます。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 委員長、よろしいでしょうか。

委員長（坂ノ井 徳） はい、どうぞ。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 先ほど山本委員から御質問いただいた件ですが、御説明させていただきます。直近で言ひますと、平成29年、28年度になりますけれども、平成29年度が2台と、平成28年度が1台ということで更新をしておりませぬ。地区につきましても、伊陸が1台と平郡が1台です。平成28年度につきましても、柳井分団でございませぬ。

委員長（坂ノ井 徳） ほかにございませぬか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようでございませぬたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませぬか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それではないようでございませぬので以上で質疑を終わります。

これより認定第3号中の総務部等について、委員会としての採決を行います。お諮りいたします。本案を原案のとおり認定すべきものと決することに御異議はございませぬか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） 御異議なしと認めませぬ。よって認定第3号中の総務部等所管部分については、全員異議なく認定すべきものと決しました。

続きまして、大きな2点目の閉会中の調査事項について、審査を行いたいと思ひます。防災に関する事項について、執行から報告事項等ございませぬたら、御説明をお願いします。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 特にございませぬ。

委員長（坂ノ井 徳） それではないようでございませぬたら、続いて、この調査事項に関しまし

て、各委員さんのほうから、何か御発言等ございましたら、お願いいたします。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それではないようでございますので、以上で防災に関する事項についての協議を終了させていただきます。続きまして、大きな3点目のその他の項になりますが、執行部から報告事項等がございましたら御説明をお願いします。

総務部次長（危機管理課長）（酒井 正樹） 危機管理課から御報告いたします。在日米海軍の岩国飛行場におきます空母艦載機の陸上空母離着陸訓練（FCLP）でございますが、9月17日水曜日から25日木曜日の期間、午後と夜間で実施しております。これに伴いまして、山口県基地関係県市町連絡協議会を通じて、FCLPの予備施設指定から岩国基地を除外してくださいということ、岩国基地でFCLPを実施しないことを申し入れている中で、平成12年9月以降25年ぶりに実施されたことは、遺憾であり、二度と実施されないようにということで、9月26日金曜日、山口県、地元市町2市2町及び各市議会、本市からは平井副議長と共に、防衛省と外務省に対し要請を行ったということでございます。この間の苦情件数でございますが、岩国市で936件、うち電話213件。これは騒音に対する苦情でございます。本市では騒音に対する苦情につきましては9件で、電話がうち1件ということでございます。なお、騒音等に対する情報につきましては、今月の6日から10日の間に中国四国防衛局のホームページで公表されると聞いております。今後につきましても、県、関連市町とともに連携した取り組みを継続していきたいと考えております。以上でございます。

委員長（坂ノ井 徳） ただいまの報告を受けまして、各委員さんのほうから何か御質疑、御意見等はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） ないようございましたら、委員外議員さんのほうから御質疑はございませんか。

【 「なし」と呼ぶ者あり 】

委員長（坂ノ井 徳） それではないようございましたら、以上で3点目のその他の事項について終わらせていただきます。以上をもちまして、総務部等関係を終わらせていただきます。各委員の皆様、執行部の皆様には大変お疲れ様でございました。次は、3日の午前9時から本委員会を開催しますので、委員の皆様は定刻までに御参集をお願いいたします。これもちまして、本日の委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

（ 閉会 午後0時03分 ）

委員長署名 _____ 坂ノ井 徳 _____